



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程（行政管理課）…………… 1

訓 令

沖縄県訓令第4号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を次のように定める。

令和3年3月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県副知事の担任事項を定める規程

第1条 副知事の担任事項は、次のとおりとする。ただし、副知事のうちいずれかに事故があるとき、又はいずれかが欠けたときは、他の副知事はその担任事項を担任する。

- (1) 副知事謝花喜一郎の担任する事項
 - ア 知事公室に関する事項
 - イ 企画部に関する事項
 - ウ 子ども生活福祉部に関する事項
 - エ 保健医療部に関する事項
 - オ 土木建築部に関する事項
 - カ 病院事業局に関する事項
 - キ 知事以外の執行機関（教育委員会を除く。）との連絡調整に関する事項
- (2) 副知事照屋義実の担任する事項
 - ア 総務部に関する事項
 - イ 環境部に関する事項
 - ウ 農林水産部に関する事項
 - エ 商工労働部に関する事項
 - オ 文化観光スポーツ部に関する事項
 - カ 出納事務局に関する事項
 - キ 企業局に関する事項
 - ク 教育委員会との連絡調整に関する事項

第2条 前条の担任事項のうち重要事項及び異例に属する事項については、同条の規定にかかわらず、相互に協議するものとする。

第3条 第1条の担任事項以外の事項については、その都度知事が定める。

附 則

この訓令は、令和3年3月11日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--